

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】2
- 収納事務の委託【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】4

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（6件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】18

北九州市告示第 150 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、図書館の資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 8 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立八幡図書館	株式会社図書館流通センター	北九州市小倉北区堺町一丁目 3 番 15 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで
北九州市立八幡図書館折尾分館			
北九州市立八幡図書館八幡南分館			
北九州市立門司図書館	株式会社日本施設協会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	
北九州市立門司図書館大里分館			
北九州市立門司図書館新門司分館			
北九州市立若松図書館			
北九州市立若松図書館島郷分館			
北九州市立戸畑図書館			
北九州市立小倉南図書館			

北九州市立小 倉南図書館曾 根分館	夕一共同事業体		
-------------------------	---------	--	--

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州市 母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市公告第255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高見ショッピングセンター

北九州市八幡東区高見二丁目7番6号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 松尾利浩

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号4階

理事長 大関達成

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 前川義広

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号4階

理事長 上田紀昭

変更後

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 松尾利浩

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号 4 階

理事長 大関達成

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号 2 階

代表取締役社長 玉木 浩

他 2 8 者

変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 1 6 番 1 4 号 2 階

代表取締役社長 玉木 浩

他 2 8 者

4 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 8 月 2 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 1 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 2 5 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷レストランパーク  
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町 2 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号  
代表取締役社長 松尾利浩

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号  
代表取締役社長 前川義広

変更後

株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号  
代表取締役社長 松尾利浩

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社積文館書店  
福岡市南区大楠二丁目 2 3 番 5 号  
代表取締役社長 小口 聡

他 2 者



変更後

株式会社積文館書店

福岡市南区大楠二丁目23番5号

代表取締役社長 清地泰宏

他1者

4 変更の年月日

平成31年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年8月2日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年12月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年10月22日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年12月19日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 5 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目 1 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 松尾利浩

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 前川義広

変更後

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 松尾利浩

4 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 8 月 2 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 12 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和元年 10 月 22 日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 12 月 19 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 5 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷

北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町 2 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 松尾利浩

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 前川義広

変更後

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 松尾利浩

4 変更の年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 8 月 2 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 1 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら一店  
北九州市戸畑区一店二丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号  
代表取締役社長 松尾利浩
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前  
株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号  
代表取締役社長 前川義広  
変更後  
株式会社スピナ  
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号  
代表取締役社長 松尾利浩
- 4 変更の年月日  
平成31年4月1日
- 5 変更する理由  
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日  
令和元年8月2日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 1 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマートさくら通り店

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 松尾利浩

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 前川義広

変更後

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 松尾利浩

4 変更の年月日

平成31年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年8月2日

7 縦覧場所



北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 1 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第261号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月19日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 190万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和2年1月31日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

1, 155万枚 令和元年10月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年11月22日

#### (7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）又は北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間ににおける納入数量の合計が793万枚以上であるものに限る。）があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年9月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年9月10日から同月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年9月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年9月19日午後2時10分

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
  - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery  
Quantity: 11,900,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p.m., September 19, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., September 18, 2019

- ( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu